



事業計画書 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

並びに収入支出予算書

令和8年度

- 令和8年度 重点目標
- 令和8年度 一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表
- 令和8年度 会計区分
- 令和8年度 事業計画書
- 令和8年度 事業区分別資金収支当初予算書 (社会福祉事業)
- 令和8年度 事業区分別資金収支当初予算書 (公益事業)
- 令和8年度 事業区分別資金収支当初予算書 (収益事業)
- 令和8年度 資金収支予算総括表

目 次

1	令和 8 年度 重点目標	3
2	三浦市社会福祉協議会の現状と今後の方向性～令和 6 年度近隣市町社協と財源構成比較から	21
3	令和 8 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表	25
4	令和 8 年度 会計区分	26
5	令和 8 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書	27
6	令和 8 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業区分別資金収支当初予算書（社会福祉事業）	54
7	令和 8 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業区分別資金収支当初予算書（公益事業）	57
8	令和 8 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会資金収支予算総括表	59

令和8年度 重点目標

I 広報プロジェクトの設置・推進

1 背景・目的

地域福祉の推進において、住民一人ひとりが「知ること」「つながること」「参加すること」は不可欠であり、その基盤となるのが、正確で分かりやすく、かつ信頼性の高い広報（情報発信）であることに異論を挟む余地はないだろう。

これまで三浦市社会福祉協議会では、広報紙「社協みうら」を三浦市区長会（自治会）のご協力により全戸配布してきたが、自治会役員の高齢化や担い手不足が進む中、配布作業が大きな負担となっている現状を踏まえ、負担軽減の観点からこれを取りやめている。

当法人では、これまで各種福祉事業や住民参加型活動を実施してきたわけだが、情報が十分に行き届かないことにより、事業の認知度や参加率の伸び悩み、特定の層に参加が固定化されるといった課題に直面してきた。一方、地域における福祉活動では、公式な広報以上に、参加者や関係者による「口コミ」や体験談といった、身近な人から人へと伝わる情報が、新たな参加や関心を生み出す大きな力を持っていることを知るようになる。こうした口コミ情報は、単なる周知にとどまらず、活動への信頼感や共感を育み、地域内に自然なつながりを広げる役割を果たしてきた。

そこで令和8年度においては、広報を単なる情報提供・周知の手段としてではなく、事業参加者の声や体験の共有を通じて地域参加とつながりを生み出す「福祉活動の一部」として位置づけることと

した。そこで、その実現に向け、紙媒体への過度な依存を見直し、デジタル媒体を中心としつつ、口コミを意識的に生み出し、広げていく効率的かつ戦略的な広報を展開する「広報プロジェクト」を重要施策として位置づけ、地域福祉の基盤強化を図るものとする。

2 基本方針

紙媒体に過度に依存せず、デジタル広報を中心とした情報発信体制を構築する。

- ①事業ごとの単発的な広報ではなく、戦略的・継続的な広報をおこなう。
- ②市民目線を重視し、「分かりやすさ」「親しみやすさ」「参加しやすさ」を意識した情報発信をおこなう。
- ③広報を単なる周知手段ではなく、地域参加とつながりを生み出す福祉活動の一部として位置づける。

3 事業内容

本プロジェクトにおいて、三浦市社会福祉協議会は地域福祉に関する「情報のポータル」としての役割を担い、単に情報を発信する主体ではなく、地域内の情報を整理・編集し、住民が必要な情報にたどり着きやすい立ち位置をめざす。

(1) 広報体制の整備

- ①広報プロジェクトチームの設置（事務局内横断型）

- ②各事業担当者との情報共有ルールの明確化
- ③年間広報計画（発信テーマ・時期・媒体）の作成

(2) デジタル媒体を活用した情報発信の強化

- ①公式ホームページの情報整理・更新頻度の向上
- ②スマートフォンでの閲覧を意識した構成・表現の工夫
- ③SNS（X、LINE、Facebook、Instagram等）の特性を活かした発信
- ④事業案内だけでなく、活動の様子や参加者の声の紹介
- ⑤メール配信等による登録制情報提供の検討

なお、これらを進めるにあたり、セキュリティ対策についても検討し、情報の安全確保に努める。

(3) 事業別広報の戦略化

- ①各事業の対象者（高齢者、子育て世代、障害のある方、ボランティア希望者等）を明確化
- ②対象者ごとに、必要とされる情報の内容・量・タイミングを整理
- ③SNS やホームページ等において、対象者に応じた情報の出し分けや表現の工夫をおこなうなど、情報のカスタマイズを意識した発信
- ④事業案内にとどまらず、「誰のための事業か」「参加すると何が得られるのか」が直感的に伝わる構成とする
- ⑤事業終了後の成果や参加者の声を発信し、口コミの発生と継続的な関心の喚起につなげる

(4) 紙媒体の役割の再整理

- ①デジタル媒体での情報取得が困難な層への配慮として、必要最小限の紙媒体を活用
- ②掲示物やチラシは「入口」と位置づけ、詳細情報はデジタルへ誘導
- ③二次元コードの積極的活用

(5) 職員の広報意識・スキルの向上

- ①広報に関する内部研修の実施
- ②写真撮影や簡単な文章作成に関する基礎的スキルの共有
- ③日常業務の中で広報素材を意識的に蓄積する仕組みづくり

4 期待される効果

- ①三浦市社会福祉協議会事業の認知度向上および参加者数の増加
- ②若年層や働く世代など、これまで接点の少なかった層との新たなつながりの創出
- ③情報共有の円滑化による事業運営の効率化
- ④事業参加者による口コミや体験の共有が地域内で自発的に広がることによる、持続的な地域参加の促進
- ⑤口コミによる情報拡散を、地域福祉活動の成果の一つとして捉えることによる、事業評価の視点の多様化
- ⑥地域住民が福祉を「自分ごと」として捉え、主体的に関わろうとする意識の醸成

5 今後の展望

広報プロジェクトを通じて得られたノウハウや成果を蓄積し、当法人が地域福祉に関する信頼できる情報のポータルとして定着することをめざす。

また、単なる事業紹介にとどまらず、地域福祉を取り巻く課題や選択肢について住民が考え、語り合うきっかけとなる「争点情報（課題提起型情報）」の発信についても検討する。高齢化、担い手不足、支え合いのあり方などについて、特定の結論を押し付けるのではなく、複数の視点や問いを提示することで、地域内での対話や議論を促し、住民主体の地域福祉の推進につなげていく。

福祉分野において信頼は、「人から人」へ伝播するという特性が強く、公的な機関による公式な情報よりも、身近な人の実体験や評価が新たな行動や参加につながりやすい。事業参加者による口コミや体験の共有は、単なる補助的な広報ではなく、参加そのものを次の参加へと結び付ける重要な広報手段であると同時に、地域福祉の広がりを示す成果指標として位置づけることができるというわけである。「社協がやっているから」ではなく「ボランティアセンターの斎田さんが勧めたから」であるとか「〇〇さんが参加して良かったと言っていたから」という理由が新たな参加動機や意欲を生み出す特性を持っていることからこそ、口コミは福祉広報と極めて相性が良い手法であるといえるのである。また、参加後に体験を語り、他者に勧めるという一連の流れは、参加そのものを広報へと転換し、「地域参加→広報→次の参加」という循環を生み出す。口コミは広報手段であると同時に、地域福祉の広がりを示す成果指標としても位置づけることができるわけだ。さらに、口コミは井戸端会議や家族内、LINE グループ、ボランティア仲間など、紙媒体を用いずに自然に広がるため、二次元コードや SNS 等によるデジタル発信をきっかけとしつつ、最

終的な参加の決め手として機能する点において、紙媒体に依存しない広報方針とも親和性が高い。一方で、口コミを偶然に任せるのではなく、事業の中に「誰かに話したくなる瞬間」を意識的に組み込み、参加者の役割が実感できる場面や振り返りの機会を設けるとともに、「一言で言うどどんな活動か」「どんな人におすすめか」といった語りやすい表現を用意し、参加者の声を SNS や LINE 等で可視化・増幅することで、口コミを戦略的に活用することが重要である。このように、広報を単なる周知手段ではなく、事業参加者による口コミや体験の共有を通じて地域内に新たな参加とつながりを生み出す福祉活動の一部として位置づけることは、三浦市の規模感や地域性、本会の立ち位置を踏まえた場合、現実的かつ低コストで持続可能な、極めて先進的な広報のあり方である。

II 緊急時・レスパイトを目的とした宿泊支援事業

1 背景・課題認識

近年、障害や発達に特性のある子どもを育てる家庭においては、保護者の急病、突発的な事情、慢性的な養育負担の蓄積などにより、一時的に家庭の余力が失われる局面が少なからず生じている。しかしながら、現行の児童発達支援や短期入所等の制度サービスは、計画性や支給決定を前提とするものが多く、緊急時や突発的なレスパイトニーズに柔軟に対応することが困難な場合がある。こうした制度の「すき間」により、支援が届かないまま家庭が孤立し、結果として養育環境の不安定化や二次的な課題へと発展するリスクが指摘されている。

2 事業の目的

本事業は、制度サービスでは対応が難しい緊急時および一時的な

レスパイトニーズに対し、宿泊を伴う生活支援を提供することにより、保護者の心身の回復と家庭環境の応急的な安定を図り、家庭の破綻や深刻な事態への進行を未然に防止することを目的とする。なお、本事業は子どもの発達改善や療育効果を目的とするものではなく、家族支援を重心とした「間接支援モデル」として位置づける。

3 事業の位置づけ

本事業は、児童発達支援や短期入所等の制度サービスとは明確に区別した、三浦市社会福祉協議会が実施する独自の公益事業であり、制度を代替するものではなく、制度を補完するセーフティネットとしての役割を担う。宿泊・食事・送迎といった生活支援を中心とし、制度上の混同や不適切な運用を回避するため、児童発達支援事業とは分離した独立事業として実施する。

4 事業内容

本事業では、次に掲げる支援を一体的に提供する。

- ① 緊急時およびレスパイトを目的とした宿泊支援
- ② 宿泊に付随する日中の預かり支援
- ③ 宿泊翌日の在籍学校等への送迎支援
- ④ 夕食および朝食等の食事支援

これらの支援は、生活の安全確保と見守りに特化したものであり、療育・訓練等はおこなわない。

5 利用対象および利用の原則

本事業の利用対象は、本会が運営する児童発達支援事業所「HUGくみ」の利用者であり、一定期間の利用実績を通じて児童の特性や生活状況を把握している家庭に限定する。利用は、あくまで一時的・緊急的なものを原則とし、継続的または定期的な利用はおこなわないものとする。これにより、安全性の確保と制度サービスとの役割分担を明確にする。

6 安全管理および運営体制

事業の実施にあたっては、夜間を含めた職員配置、健康・衛生管理、災害時対応等について独自の運営体制を整備し、利用児童の安全確保を最優先とする。事故発生時には速やかな連絡および必要な対応をおこなうとともに、責任の範囲については事前に十分な説明と同意を得た上で運営する。

7 利用料および減免措置

本事業は公益性の高い独自事業として、必要最低限の利用料を設定するとともに、ひとり親世帯や経済的に困難な世帯に対しては、利用機会を確保する観点から利用料の全部または一部を減免する仕組みを設ける。減免の判断にあたっては、画一的な収入基準に依らず、家庭の状況を総合的に勘案する柔軟な運用とする。

8 事業の意義と期待される効果

本事業は、制度では拾いきれない緊急時・突発的ニーズに対応することで、保護者の孤立や養育負担の限界に達することを防ぎ、家庭全体の安定を通じて子どもの安全と育ちを守ることを目的とするものである。結果として、児童虐待の予防、不登校や二次障害の防止、きょうだい児支援などへの波及効果も期待される。

社会福祉協議会が地域福祉の中核として、「制度外だが必要性の高い領域」に責任をもって関与すること自体が、本事業の最大の意義である。

III 権利擁護支援チーム・認知症初期集中支援チーム連携事業計画(案)

三浦市においても、高齢化の進行と単身・高齢世帯の増加、認知症高齢者の増加、家族関係の希薄化などを背景として、判断能力の低下に伴う金銭管理、契約、虐待、孤立といった「権利擁護上の課題」が顕在化している。従来の医療・介護中心の支援のみでは、本人の意思や尊厳を十分に守り切れない事例も増加している状況である。

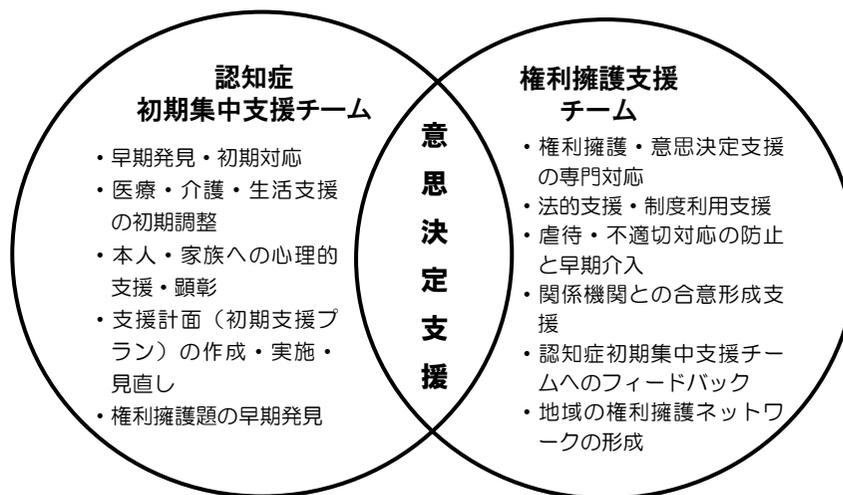
これからの地域福祉においては、単にサービスを提供するのではなく、「本人の意思決定を支えること」を中心に据え、医療・介護・福祉・司法・地域が一体となって生活全体を支える体制の構築が求められる。

そこで本計画では、既存の「認知症初期集中支援チーム」の機能

を基盤としつつ、新たに「(仮称)権利擁護支援チーム」を設置し、両チームが連携することにより、三浦市における包括的な意思決定支援および権利擁護体制を構築することを目的とする。

認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる高齢者等に対して早期発見・早期対応を図り、速やかに医療・介護サービスへとつなぐことで、本人および家族の不安や負担の軽減を目的とする専門チームであり、訪問によるアセスメントを起点に、医療・介護の初期対応、家族支援、地域資源への橋渡しを一体的に実施しながら、おおむね3か月間の集中支援をおこなう。



1 背景・課題認識

(1) 地域課題

三浦市においては、認知症高齢者の増加と支援期間の長期化が進

む中、単身世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加により家族による支援力が低下し、日常的な見守りや意思決定を支える環境が脆弱化している。これに伴い、金銭管理の困難、各種契約トラブル、虐待や消費者被害などの権利侵害リスクが高まっており、さらに成年後見制度の利用が必要でありながら制度利用に結び付かない、いわゆる「制度のはざま」に置かれるケースも少なくないなど、医療・介護的支援のみでは対応が困難な権利擁護上の課題が複合化・深刻化している。

(2) 既存支援の限界

認知症初期集中支援チームは、医療・介護面での早期対応に強みを持ち、訪問支援やアセスメントを通じて適切なサービスへつなぐ役割を担っている。一方で、法的手続き、財産管理、契約支援、成年後見申立支援、家族間調整といった法的・権利擁護領域については制度上の明確な担当範囲外とされており、これらの課題が顕在化した場合に支援の引継ぎや継続性が十分に確保されにくいという構造的な限界がある。

(3) 求められる視点

今後は、医療・介護支援を単に身体状況や生活機能を整える「生活支援」として捉えるだけでなく、権利擁護を本人の尊厳や自己決定、将来の生き方そのものを支える「人生支援」と位置づけ、この両輪が一体となって機能する支援体制を構築することが不可欠である。医療・介護のみでは生活課題は解決できても、財産管理や契約、家族関係の調整、法的手続きなどの課題が残されれば、本人の意思

や権利は十分に守られない。反対に、権利擁護のみでは日常生活の安定が確保されない。したがって、支援の初期段階から「意思決定支援」を共通の軸として据え、本人の思いや価値観を丁寧に確認しながら、医療・介護と法的・社会的支援が切れ目なく連携する仕組みづくりが求められる。

2 目的

本事業は次の3点を目的とする。

- ・認知症等の早期段階から本人の意思決定を支える体制を構築する。
- ・医療・介護・福祉・司法の連携による切れ目のない権利擁護支援を実現する。
- ・三浦市における「権利擁護ネットワーク」の中核的仕組みを整備する。

3 事業の基本理念

本事業は、支援の出発点を常に本人に置き、「何が最善か」ではなく「本人は何を望んでいるか」という視点から意思決定支援を徹底することを基本理念とする。そのうえで、医療・介護・福祉・司法等の専門職がそれぞれの強みと専門性を持ち寄り、多職種がチームとして協働しながら総合的に判断・支援をおこなう体制を構築する。また、課題が顕在化・深刻化してから対応するのではなく、早期の気づきと介入による予防的支援を重視し、本人や家族の不安や

負担の軽減を図る。さらに、既存の地域包括ケアシステムや地域資源を最大限活用し、屋上屋を架すことのない効率的かつ実効性の高い運用を通じて、地域全体で本人の生活と人生を支える持続可能な支援体制の実現をめざす。

4 事業内容

(1) (仮称)権利擁護支援チームの組織化

認知症や判断能力の低下により、契約や財産管理、生活上の意思決定に困難を抱える人が地域で安心して暮らし続けられるよう、法的・社会的側面から本人の権利と尊厳を守ることを目的として設置する専門チームである。医療・介護による生活支援だけでは補いきれない「制度利用」「法的手続き」「家族間の調整」といった課題に対し、成年後見制度や各種支援制度を適切に組み合わせながら、本人の意思決定支援を中心に据えた伴走型の支援をおこなう。また、認知症初期集中支援チームと密接に連携し、早期段階から権利擁護の視点を組み込むことで、課題の深刻化を未然に防ぎ、切れ目のない支援体制を構築する。

(2) 役割

- ・ 本人の意向確認・合意形成を重視した意思決定支援
- ・ 成年後見制度（後見・保佐・補助等）の利用相談・申立支援
- ・ 日常生活自立支援事業の利用調整
- ・ 契約・財産管理・金銭管理に関する助言および支援
- ・ 虐待防止対応、家族間調整、関係機関とのコーディネート

(3) チーム構成(例)

区分	職種・機関	役割
事務局	地域包括支援センター	全体のコーディネート
	認知症初期集中支援チーム	
法律	弁護士・司法書士等の法律専門職	法的根拠の確認・成年後見制度の利用に関する助言
福祉	権利擁護センター「いっしょ」、居宅介護支援事業所、相談支援事業所	日常生活自立支援事業、介護保険サービス、障害者福祉サービス
医療	認知症専門医、看護師、精神保健福祉士	判断能力の医学的評価
行政	三浦市、神奈川県保健福祉事務所	やむ措置や市長申立ての判断

(4) 小地域権利擁護支援チームの組織化(市民活動による補完体制)

① 趣旨・位置づけ

専門職による「(仮称)権利擁護支援チーム」に加え、より身近な生活圏域において日常的な見守りや気づきを担う市民主体の支援体制として、「小地域権利擁護支援チーム」を組織化する。本チームは、制度的・専門的支援と地域住民の支え合いとの間をつなぐ“橋渡し役”として位置づけ、早期発見・早期相談・早期連携を実現するための市民活動基盤を形成するものである。

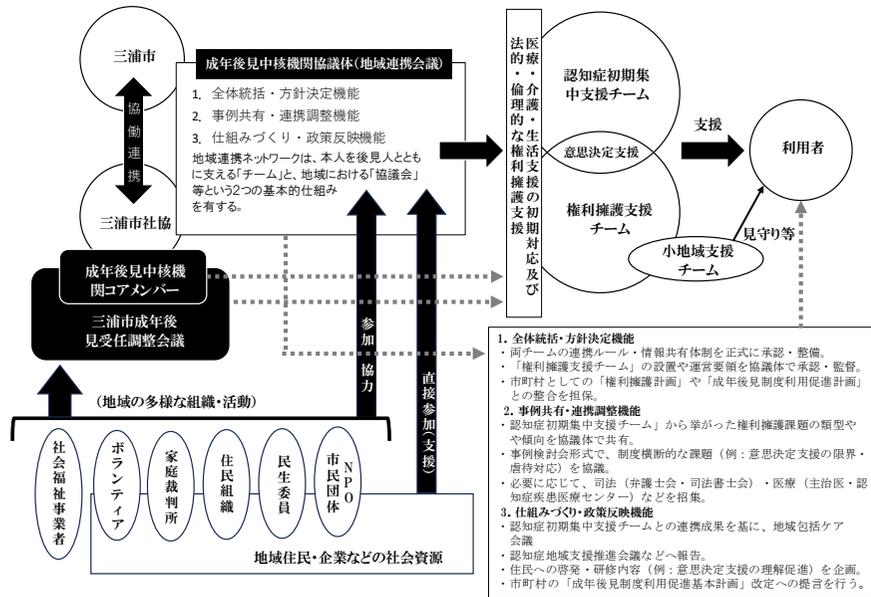
また、本取り組みは将来的な市民後見人養成に向けた前段階（プレ養成施策）として位置づけ、段階的に権利擁護の担い手を育成する仕組みづくりを目的とする。

② 役割

小地域権利擁護支援チームは、専門的な判断や法的対応を直接担うのではなく、地域に最も近い立場から「気づき」「つなぎ」

「寄り添い」を担うことを基本とする。

- ・ 日常的な見守り・声かけによる孤立防止
- ・ 判断能力の低下や生活課題の早期発見
- ・ 金銭管理や契約トラブル、虐待等のリスクの気づき・通報
- ・ 地域包括支援センターや権利擁護支援チームへの相談・連絡
- ・ 本人の思いの傾聴と意思表示の支援
- ・ 制度利用前段階での生活支援・付き添い支援・見守り



③人材育成の再編・合理化

既存の人材育成事業を個別に実施するのではなく、内容を再編・統合し、それぞれに「権利擁護の視点」を付帯させることで、効率のかつ体系的な養成体系を構築する。

【対象となる既存研修】

- ・ 介護予防インストラクター養成講座
- ・ 生活支援担い手養成研修
- ・ フレイルサポーター養成研修
- ・ 老人クラブ共催 地域支援を考える勉強会・フォーラム
- ・ 今から始めるボランティア講座
- ・ 地域での顔の見えるコミュニケーションの場づくり実践報告会

【再編の方向性】

共通基礎科目として「権利擁護・意思決定支援・成年後見制度の基礎」を追加する。

- ・ 見守り活動の中でのリスク発見力・相談対応力の強化
- ・ 専門機関へのつなぎ方（連携フロー）の習得
- ・ 事例検討を通じた実践的学習

これにより、既存の担い手がそれぞれの活動分野において自然に権利擁護の視点を持てる体制を整え、「生活支援＝権利擁護の最前線」となる地域づくりを進める。

④市民後見人養成へのステップ化

小地域権利擁護支援チームでの活動経験を、将来的な市民後見人養成講座へのステップとして位置づける。

第1段階：地域見守り・生活支援活動（小地域チーム）

第2段階：権利擁護基礎研修・実践研修

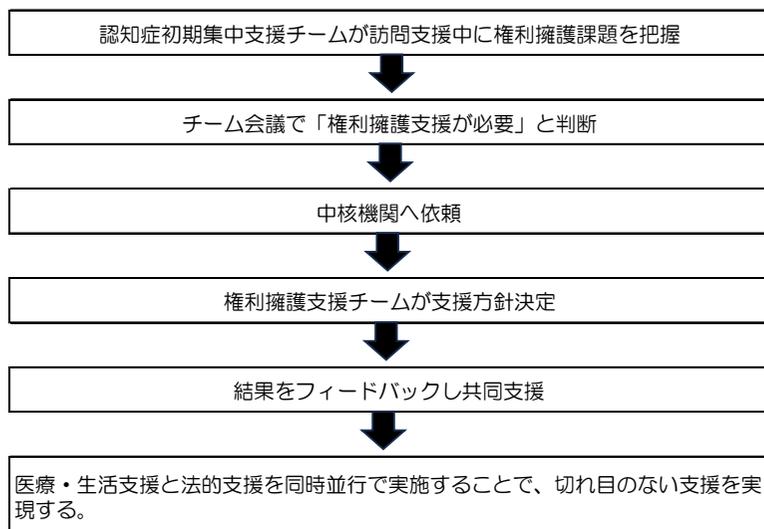
第3段階：市民後見人養成講座・候補者登録

この段階的育成により、無理のない形で専門性を高め、持続可能な市民後見人の確保につなげる。

⑤期待される効果

- ・ 地域における早期発見・早期相談体制の強化
- ・ 制度のはざまにある人の掘り起こし
- ・ 専門職と市民の協働による支援力向上
- ・ 市民後見人候補者の安定的な確保
- ・ 住民同士が支え合う「権利擁護文化」の醸成

5 両チームの連携フロー



6 制度上の位置づけ

項目	内容
主 体	成年後見中核機関（市または社協）
根 拠	成年後見制度利用促進基本計画・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き
性 格	自治体裁量による地域連携体制
連携対象	医療・介護・司法・地域団体

7 協議会の役割(ハブ機能)

本事業において設置する協議会は、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」が示す地域連携ネットワーク整備の考え方にに基づき、自治体、専門職、関係機関、地域団体等が参画する合議・調整の場として設置するものである。三浦市における権利擁護支援体制の中核的ハブとして、連携ルールや運営要領の策定・承認、各種計画との整合確認などの方針決定を担うとともに、困難事例の共有・検討や傾向分析、制度横断的課題の整理を通じて実務の質の向上を図り、さらに住民啓発・研修の実施、市計画への提言、制度改善に向けた提案等を通して政策形成にも反映させるなど、地域の個別支援と仕組みづくりを結び付ける司令塔としての役割を果たす。

8 協議会統合の方向性

本協議会の運営形態については、既存の会議体との役割重複や事務負担を回避し、実効性の高い連携体制を構築する観点から、地域

包括ケアシステムとの有機的な統合を前提に検討する必要がある。具体的には、生活支援コーディネーターを組織的に補完し地域課題の把握や資源開発を担う第一層協議体と本協議会を一体的に運営する「統合型」、それぞれの会議体を存置しつつ委員の相互参加や合同開催により情報共有と意思決定を図る「連携型」、さらに地方自治法に基づく附属機関（審議会等）や地域福祉計画推進会議など上位の政策決定会議の下に本協議会を位置づけ、計画・政策レベルと実務レベルを接続する「上位リンク型」が想定される。三浦市においては、これらの方式の特性を踏まえ、効率性と専門性の両立、迅速な意思決定、持続可能な運営体制の確保を総合的に勘案し、地域の実情に最も適した形態を選択するものとする。

三浦市のような小規模自治体においては、限られた人材と資源を有効かつ合理的に活用するためには、会議体の重複や分散を避ける必要があり、地域ケア会議や今後設置が求められる成年後見受任調整会議についても、可能な限り本協議会との統合型での運営を基本とすることが望ましい。各会議体は目的や一部の参加メンバーこそ異なるものの、「地域包括ケアシステムの実現」および「権利擁護の推進」という根本的な政策目標は共通している。情報共有と意思決定の一体化による切れ目のない支援、迅速な対応、実効性の高い連携体制の構築が求められる。

9 期待される効果

本事業の実施により、早期段階から切れ目のない権利擁護支援が

実現するとともに、成年後見制度等の適切な利用が促進され、虐待や契約・金銭トラブルの未然防止が図られるほか、多職種連携の強化を通じて支援の一貫性と質の向上が進み、最終的には本人の尊厳の保持と自己決定の最大化につながることを期待される。

10 今後の進め方(案)

- 1年目：要綱整備・協議体設置・モデル運用
- 2年目：本格実施・研修・評価
- 3年目：検証・改善・制度化

認知症支援と権利擁護は、本来切り離されるべきものではない。

医療・介護の支援の先にあるのは「その人らしい人生」であり、その土台にあるのが「意思決定支援」と「権利擁護」である。

本事業は、既存資源を活かしながら、三浦市にふさわしい実効性のある支援体制を築くための第一歩となる。地域全体で本人の尊厳を支える仕組みとして、継続的な発展をめざす。

IV 身元保証を求めない高齢者シェアハウスと終活支援事業の連携モデル事業の充実

1 事業の背景および目的

近年、ひとり暮らし高齢者の増加や親族関係の希薄化を背景に、身元保証人の不在を理由として住宅や施設への入居が困難となる事例が増加しているほか、死後事務、葬送、医療意思表示等に関する

不安を抱えながら地域で孤立する高齢者が全国的な社会課題となっている。三浦市においても同様の相談が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし、尊厳ある人生の終末期を迎えることができる体制整備が求められている。

本事業は、終活支援における契約・手続等の「法律行為」と、日常生活支援・見守り・居住支援等の「事実行為」を一体的に連携させることにより、身元保証に依存しない新たな居住モデルを構築し、地域包括ケアの深化と権利擁護の実効性向上を図るものである。あわせて、市内空き家の活用を進め、地域福祉と地域再生を同時に実現する先駆的モデル事業として実施することを目的とする。

2 事業の構成

本モデル事業は、次の三つの事業を有機的に連携させ、一体的に運用する。

(1) 終活情報登録事業

緊急時および死後に備え、医療機関・警察・消防等からの照会に迅速に対応できるよう、本人の意思や支援情報を登録・管理する。

(2) エンディング・サポート事業

死後事務委任契約、葬儀・納骨支援、リビングウィルの保管・伝達など、終活に関する法的手続や契約行為を支援する。

(3) 身元保証を求めない高齢者シェアハウス事業

終活支援登録者を対象に、身元保証人を不要とする共同住宅を提供し、見守り・生活支援と終活支援を連動させた安心できる居住環

境を整備する。

3 事業の基本的特徴(法律行為と事実行為の連携)

本事業の最大の特徴は、法的支援と生活支援を機能分担しつつ統合する点にある。

終活支援事業においては、死後事務委任契約や葬送契約等の法的効力を有する手続を通じて本人意思を明確化し、その履行状況を確認・補完することで権利擁護を担保する。一方、シェアハウス事業においては、安否確認、生活相談、関係機関との連携、緊急時対応などの事実行為により日常生活の安心を支える。

これらを連携させることにより、「生前の生活支援」から「死後の事務支援」までを切れ目なく支える包括的支援体制を構築し、権利擁護と居住支援を同時に実現する。

また、入居時に身元保証人を求めず、緊急時対応や死後手続きは終活支援事業の契約により制度的に補完する仕組みとすることで、保証人不在高齢者の居住排除を解消する新たな地域モデルを創出する。

4 事業連携の基本的な流れ

① 登録・相談段階

終活情報登録およびエンディング・サポート事業に登録し、意思確認書類や契約関係を整備する。

② 居住支援段階

希望者を身元保証不要のシェアハウスへ案内し、入居支援を実施する。

③ 生活支援・見守り段階

支援員が定期訪問や安否確認をおこない、医療・介護・地域包括支援センター等と連携する。

④ 死後支援段階

死後事務委任契約に基づき、協力葬祭事業者等が葬儀・納骨・各種届出等を履行し、本会がその履行確認をおこなう。

5 対象者

本事業の対象者は、次の要件を満たす者とする。

- ・三浦市内に住所または生活の本拠を有する者
- ・原則 65 歳以上
- ・身寄りがない、または事実上頼れる親族がいない者
- ・終活支援事業の利用者
- ・入居時点で自立した日常生活および共同生活が可能な者

6 運営体制

本事業の運営は、権利擁護センターいっしょを主管として実施し、三浦市福祉課、地域包括支援センター、医療機関、消防署、警察署、協力葬祭事業者、民生委員、民間福祉団体等の関係機関と連携を図りながら、社会福祉士、生活支援コーディネーター、介護福祉士等の専門職による相談・訪問・見守り支援をおこなう体制を構築するものとする。

7 財源および経費

初期整備費は融資等により施設改修・設備整備をおこない、運営費は利用料、自主財源、会費等を基本として賄う。終活関連事務費は法人内経費で対応する。

8 期待される効果

本事業の実施により、身元保証人不在を理由とする居住排除の解消が図られるとともに、終活手続の明確化と日常的な見守り支援が一体化することで、孤立の防止、緊急時対応の迅速化、死後事務の円滑な履行が実現し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境が整備される。あわせて、空き家活用による地域資源の有効利用、多職種連携の強化、地域包括ケアの深化が進み、最終的には本人の尊厳の保持と自己決定の最大化につながることを期待される。

9 今後の展望

本事業は、「孤立しない終活」、「身元保証に依存しない居住支援」「地域資源を活用した共生型コミュニティの形成」を柱とする三浦市発の地域福祉モデルである。今後は空き家所有者や不動産事業者との連携を拡大し、市内複数箇所への展開を進めることで、持続可能な地域包括支援ネットワークとして発展させ、全国に先駆けた実践モデルとして確立を図る。

参考資料

新日自事業(仮称)と「身元保証を求めない高齢者シェアハウス・終活支援連携モデル事業」の関係整理

1 両事業の基本的性格

新日自事業（仮称）は、判断能力の低下や金銭管理不安を抱える高齢者等に対し、契約支援、財産管理、入院・入所手続支援、死後事務支援等をおこなう権利擁護型の個別支援制度である。

一方、本モデル事業は、身元保証に依存しない居住の場を確保するとともに、終活支援および生活支援を一体的に提供する居住基盤整備型の地域福祉モデルである。

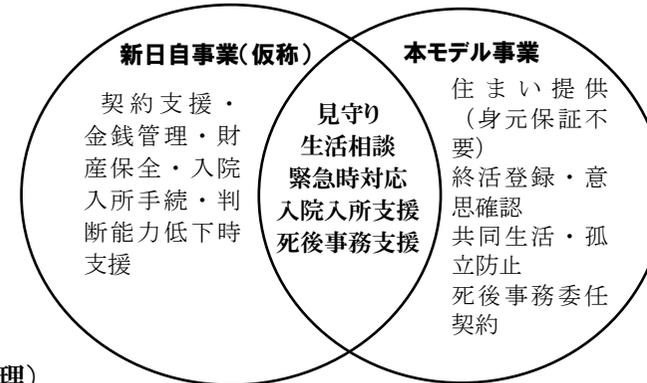
両者は支援内容に重複部分を有しつつも、中核機能および制度目的を異にしており、相互補完的な関係にある。

2 機能比較表

区分	本モデル事業	新日自事業(仮称)
制度の性格	居住基盤整備型（ハード+ソフト）	権利擁護型（ソフト支援中心）
中核機能	住まいの確保・生活環境整備	契約・財産管理・手続代行
主な支援内容	シェアハウス提供、見守り、終活支援、死後事務委任	金銭管理、契約支援、入院入所手続、死後事務
支援単位	住宅・コミュニティ単位	個人単位
支援開始時期	住宅困窮・保証人不在段階から予防的に支援	判断能力低下・生活管理困難時に支援
住まい提供	あり（事業の柱）	なし
死後支援	あり	あり（一定範囲）
役割	生活の「場」をつくる	生活機能を「補完・代行」する

3 機能関係図

両事業の役割分担イメージ



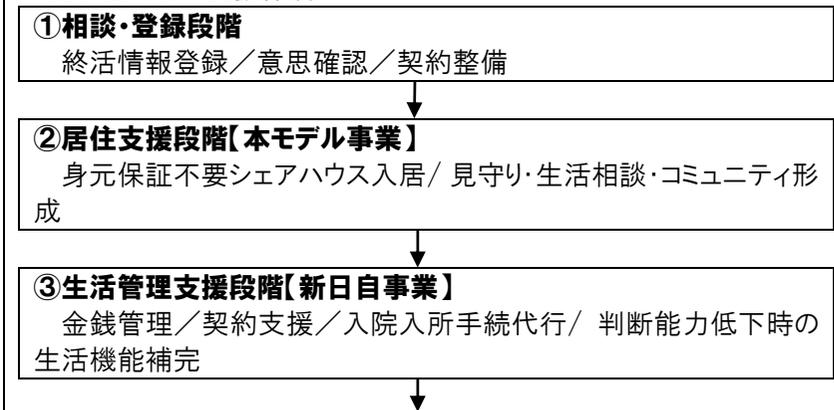
(整理)

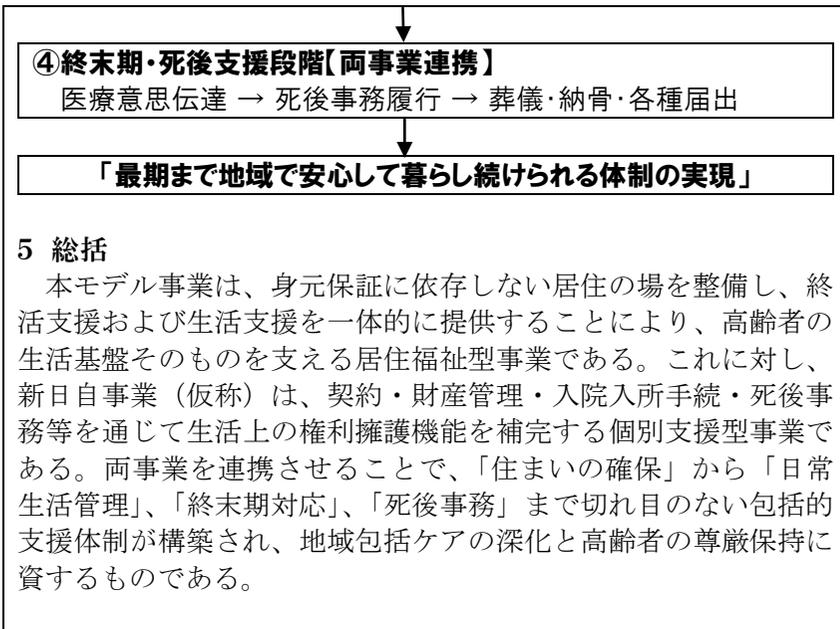
本モデル事業 = 生活基盤整備(居住福祉)

新日自事業 = 生活管理支援(権利擁護)

4 事業体系図(利用者支援フロー)

切れ目のない支援体制





V 安心館2階空き室利活用事業～ 地域福祉フロント機能強化および職員企画力醸成プロジェクト ～

1 事業目的

本事業は、三浦市社会福祉協議会が運営する安心館2階に生じる空き室（7室）を有効活用し、生活再建支援・市民活動支援・関係機関連携機能を集約した多機能型フロアとして再編することにより、地域福祉の拠点機能を強化することを目的とする。

あわせて、本事業を事務局長決裁により機動的に実施できる実践型プロジェクトとして位置づけ、職員自らが企画・立案・運営・評

価を主体的に担うことで、社協職員の企画力・調整力・マネジメント力の醸成を図り、組織の自律性と創造性を高める。

2 基本コンセプト

安心館2階については、事業再編に伴い複数の空き室が生じているが、現状では用途が十分に定まっておらず、施設資源が有効活用されていない状況にある。そこで、安心館2階の一部を「**守る福祉（保護）**」+「**育てる福祉（創出）**」の両立拠点と位置づけ、地域課題に対応する新しい活動や担い手を“生み出す場所”として活用する。

3 空き室活用計画の例(7室)

区分	室数	機能
自立支援型一時滞在室	2	生活再建支援・短期滞在
福祉チャレンジルーム	2	NPO・起業準備・試行事業利用
キッズルーム	1	子育て支援
ユニバーサル利用室	1	障害者旅行者・家族の一時利用
多目的・交流室	1	研修・会議・講座・貸室

4 各室の活用方針

(1)自立支援型シェルター(2室)

■位置づけ

本スペースは、従来の隔離・保護を前提とした緊急避難施設ではなく、「生活再建に向けた短期滞在型・自立支援型居室」として整備する。家庭環境の不安定化、生活困窮、住居喪失、虐待リ

スクの顕在化等により一時的に居所を必要とする者が、安心して生活基盤を立て直すための準備期間を過ごす場として活用する。

■活用目的

- ・住居確保までの一時滞在
- ・生活再建・就労準備・制度利用調整期間の確保
- ・相談支援・伴走支援の集中実施
- ・地域生活への円滑な移行支援

■支援の特徴

- ①隔離・収容型ではなく「開かれた滞在支援」
- ②相談室・関係機関サテライト室と連携したワンストップ支援
- ③職員による伴走型ケースワークの実践
- ④地域資源（住居・就労・福祉サービス・ボランティア等）への接続支援

■想定利用対象

- ・住居喪失・生活困窮世帯
- ・家族関係悪化により一時的居所が必要な高齢者・女性・障者
- ・退院・退所後の地域移行準備者
- ・その他、短期間の生活基盤調整を要する者

※医療的管理や厳重な保護を要するケースは対象外とし、関係機関と連携して適切な支援先へつなぐ。

■期待される効果

- ・生活困窮・孤立の長期化防止（早期介入）

- ・再入院・再保護・再困窮の予防
- ・地域生活への円滑な復帰促進
- ・社協による伴走支援機能の強化
- ・職員の相談支援・ケースワーク実践力向上

「伴走型シェルター」の立ち位置

一般に「伴走型シェルター」は、生活困窮者や住居喪失危機者に対して支援・自立に向けた伴走支援を行う居場所・相談支援の仕組みをさす。法制度上の明確な単独の呼称ではなく、以下の制度や事業と関連する。

■生活困窮者自立支援法に基づく

- ・一時生活支援事業（シェルター機能）：住居を持たない・不安定な状況にある生活困窮者への宿泊場所提供などを含む支援（自治体の実施主体）
- ・地域居住支援事業：入居支援、見守り支援など、シェルター退所後の定着支援（同法に拡充）

これらは自治体が主体となり実施するのが基本であり、シェルター単独の法定事業という位置づけではない（努力義務や補助制度はあるが義務化や厳格な規制設定は実施環境により変わる。令和6年 生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド）。

■社会福祉協議会の位置付け

- ・市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進」を目的とする法人（団体）であり、地域の福祉事業の調整や助成、ネットワーク形成が法で位置づけられる。
- ・法律上は、社会福祉協議会自体が社会福祉事業をおこなう主体として認められるが、運営や内容については自主的な事業として実施可能な一方で、事業内容に応じて他法規の適用がある場

合がある。

社協自身が独自に事業としてシェルター運営（空間提供・宿泊提供等）をおこなう場合、後述の法適用要件の確認が必要。

■法的規制・許認可の可能性

① 社会福祉事業としての扱い

社会福祉法上、社会福祉協議会が福祉事業（地域福祉活動等）をおこなうこと自体は可能だが、宿泊場所提供などを伴う福祉サービスは「社会福祉事業」に該当する可能性があり、その場合は以下の点を整理する必要がある。

行 為	想定される法適用
宿泊場所の提供（居住機能）	社会福祉法上の「事業」に該当 → 場合により登録・届出が必要になる可能性
相談・伴走支援	「相談支援活動」として社会福祉協議会の範囲内で実施可能
自立支援計画の策定等支援	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業との連携・制度対応が必要

※一時支援として宿泊施設を運営する場合、自治体が主体となって実施される「一時生活支援事業」や連携体制の下での受託実施が一般的。

② 許認可・届出

宿泊サービス等の提供を伴う場合、社会福祉法人等に該当するか、または自治体からの委託・業務受託として実施する形態で、要件確認が必要（届出・許可義務は自治体条例や補助事業要件、建築基準法・消防法等も関係）。

例えば、女性シェルターや児童支援シェルター等は各法体系で規定（児童福祉法や女性支援関連法）されており、運営主体や要件・安全基準が要求される。

■現実的なモデル

多くの自治体では、自治体が「住居確保要配慮者支援」制度を設け、その事業を社会福祉協議会が実施主体として受託し、自治体制度と連携しながら場所の提供や相談支援を担い、国や自治体の補助金・委託費などの公的財源を活用して運営する形が一般的であり、これにより法的に明確な枠組みの下で「伴走型シェルターの支援」が実施されているのである。

(2) 福祉チャレンジルーム(新設・2室)

福祉・介護・子育て・障害・生活支援等の分野で活動を始めようとする NPO、任意団体、起業希望者等に対し、低額または短期貸出をおこなう。

【活用例】

- ・立ち上げ準備オフィス
 - ・試行的事業（居場所、相談会、学習支援など）
 - ・福祉系スタートアップの拠点
 - ・学生・若手の社会貢献活動
- 地域福祉の“インキュベーション機能（孵化機能）”を担う。

(3) キッズルーム

キッズルームは、子育てサークル活動、ボランティアによる読み聞かせ活動、子育てに関するミニ講座や交流会の開催など、子育て世帯及び地域住民が気軽に集い、交流と学びを深めることのできる多目的スペースとして運用するものである。

運営にあたっては、法令上の許認可を要しない安全かつ機動的な

運用を確保するため、利用は保護者同伴を必須とし、子どもの預かりや保育行為は実施しないものとする。また、利用料は無料または実費相当額にとどめ、営利性を伴わない公共的な居場所機能として位置づけるとともに、利用規約を整備し、事故発生時の責任範囲や利用上の留意事項を明確化することで、安全管理及び適正運営の徹底を図る。

本キッズルームの整備により、子育て世帯が気軽に立ち寄ることのできる身近な居場所が創出され、育児不安や家庭内の課題、孤立の兆候等を早期に把握することが可能となるなど、子育て世帯の孤立防止及び予防的支援の強化が期待される。また、遊びや交流を目的として来館した利用者が、自然な流れの中で生活上の困りごとや福祉課題について相談につながる環境が形成されることで、安心館が「入口」として機能し、相談支援への円滑な導線が確保される。さらに、これまで高齢者中心であった社協の利用層に子育て世代が加わることにより、多世代交流が促進され、地域福祉活動の担い手の裾野拡大や将来的なボランティア参加の醸成にも寄与する。加えて、日常的に親子の利用が見込まれることで施設の稼働率と来館頻度が向上し、安心館が「用事がなくても立ち寄れる地域の居場所」として常時活性化するなど、地域福祉拠点としての機能強化が図られるものである。

(4)ユニバーサル利用室(新設・1室)

障害者や高齢者、その家族等が安心して利用できる短時間休憩・一時滞在スペースとして整備する。

【想定利用】

- ・ 障害当事者・家族介護者の旅行・外出時の休憩
 - ・ 福祉イベント参加時の待機場所
- 「誰でも安心して立ち寄れる福祉の拠点」を体現

■期待される効果

本計画の実施により、安心館2階の空間資源が多機能かつ柔軟に活用されることで、施設の稼働率及び利便性の向上が図られ、これまで限定的であったスペースが地域福祉活動の拠点として再生される。自立支援型シェルター、ユニバーサル利用室、親子交流・キッズルーム、福祉系団体等への貸室機能を複合的に配置することにより、高齢者、障害者、子育て世帯、福祉活動団体など多様な主体が日常的に集う環境が整い、安心館が「誰もが気軽に立ち寄れる地域福祉のハブ」としての役割を担うことが期待される。

特に、子育て世帯や障害当事者等に対する居場所機能の整備は、孤立の防止や生活課題の早期発見につながり、自然な相談導線の形成による予防的支援の強化に寄与するものである。また、福祉活動団体や起業を志すNPO等への活動スペースの提供は、地域における新たな福祉サービスの創出や担い手育成を促進し、地域福祉の裾野拡大と活性化をもたらす。

さらに、施設が常時開かれた交流拠点として機能することで、多世代・多分野の交流が生まれ、ボランティア活動や住民参加型の取り組みが活発化するほか、社協に対する認知度及び信頼性の向上にもつながる。これらの効果を通じて、社会福祉法第109条に規定さ

れる地域福祉推進主体としての社協の本来機能が一層発揮されることが期待される。

加えて、本事業を事務局長決裁のもとで機動的に運用し、職員自らが企画立案・調整・運営・評価までを主体的に担うことにより、実践的なマネジメント力及び企画力が醸成され、組織全体の自律性と創造性の向上にも資するものである。

■今後の展望

今後は、利用状況や地域ニーズを継続的に把握・検証しながら、各室の機能や運営方法を柔軟に見直し、段階的な改善を図るとともに、地域住民、ボランティア団体、関係機関との連携を一層強化し、安心館を核とした地域福祉ネットワークの拡充を進める。

また、福祉系NPOや新規事業者の育成・支援を通じて、地域発の福祉サービスやコミュニティビジネスの創出を後押しし、社協が「支援を提供する主体」とすると同時に「地域活動を生み出すプラットフォーム」として機能する体制の構築をめざす。

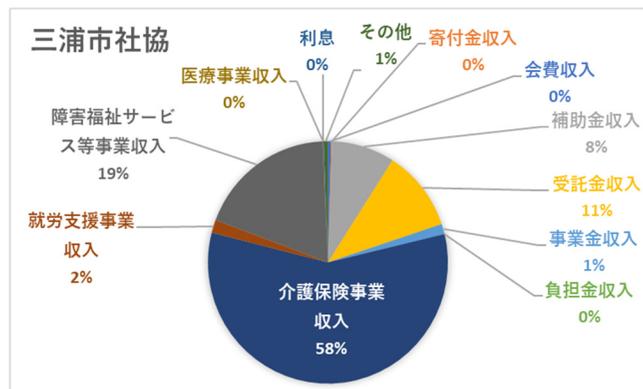
将来的には、本取り組みをモデル事例として発展させ、未利用スペースのさらなる活用や自主財源の確保、多機関連携による複合的支援体制の整備などへ展開することで、行政委託事業に依存しない持続可能な運営基盤の確立を図るとともに、安心館を地域における「福祉・交流・学び・挑戦の拠点」として定着させ、地域共生社会の実現に寄与していくものである。

令和8年3月

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

会長 杉山 実

三浦市社会福祉協議会の現状と今後の方向性～令和6年度近隣市町社協と財源構成比較から

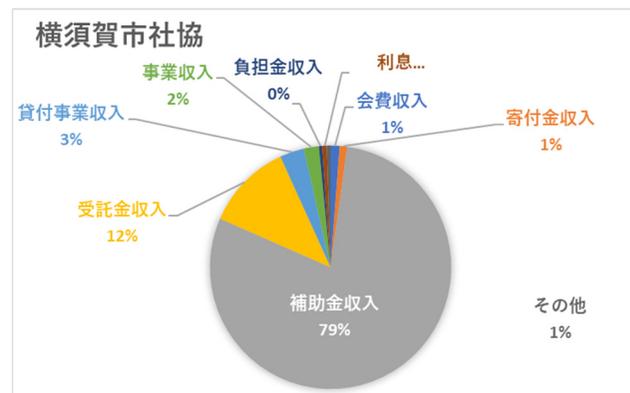


会費収入	2,353,500
寄付金収入	693,358
補助金収入	45,639,162
受託金収入	58,372,699
事業金収入	7,302,050
負担金収入	3,540
介護保険事業収入	310,885,440
就労支援事業収入	9,293,595
障害福祉サービス等事業収入	100,225,664
医療事業収入	297,009
利息	729,081
その他	2,790,484
合計	538,585,582

「事業自立・公益再投資型社協」としての性格が、はっきりと浮かび上がる。

一方、横須賀市社協は補助金中心の「公費執行型」、鎌倉市社協は巨大な受託金に依拠する「受託事業特化型」、逗子市社協は受託と制度事業を併存させた社会福祉協議会にとって最もポピュラーな「公費・制度併存安定型」、葉山町社協は介護保険事業に依存する介護保険事業に特化した「単一制度依存型」と整理で

各市町社会福祉協議会の財源構成分析を踏まえると、三浦市社会福祉協議会の位置づけは、他団体とは明らかに異なる



会費収入	2,613,000
寄付金収入	2,211,940
補助金収入	173,185,603
受託金収入	25,404,041
貸付事業収入	7,101,736
事業収入	4,410,360
負担金収入	958,990
利息	1,294,784
その他	1,142,773
合計	218,323,227

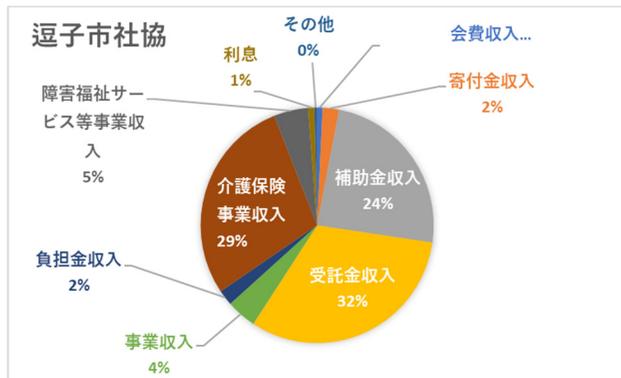
を生み出し、その用途を自律的に決定する余地は限定的である。

これに対し三浦市社会福祉協議会は、総収入約5億3,900万円という規模そのものが突出しているだけでなく、その内実が決定的に異なる。収入の中核は、介護保険事業収入（約3億1,100万円）と障害福祉サービス等事業収入（約1億円）、就労支援事業

収入などの制度事業による自主事業収益であり、補助金や受託金は全体から見れば周縁的な位置にある。ここで重要なのは、介護保険事業などの制度事業を、地域課題解決のための原資を生み出す手段として戦略的に位置づけている点である。

三浦市社会福祉協議会は、この事業収益を用いて、居宅介護支援

きるのではない。いずれも、行政制度の枠組みの中で安定的に役割を果たすことを主眼に置いた構造であり、自ら財源

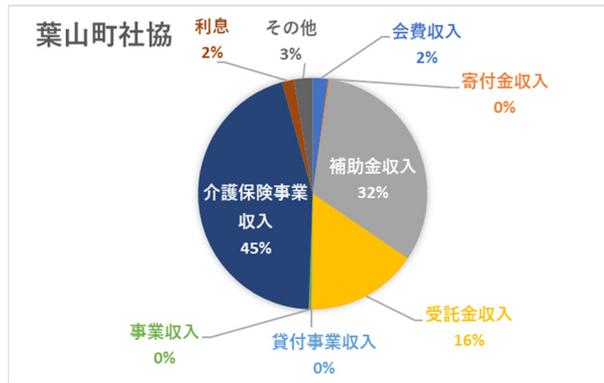


事業、法人後見事業、未病センター運営、CHO構想推進といった、本来であれば行政補助や委託によって実施

会費収入	1,944,000
寄付金収入	5,874,831
補助金収入	62,986,200
受託金収入	82,517,862
貸付事業収入	64,500
事業収入	10,730,600
負担金収入	5,524,810
介護保険事業収入	73,705,165
障害福祉サービス等事業収入	12,334,792
利息	2,323,848
その他	895,672

かしくない公益事業を、市から一切の財政支援を受けずに実施している。さらに8年度からは、終活支援事業、高齢者シェアハウス、障害児の緊急・レスパイトを目的としたお泊り支援といった、制度の狭間にある高リスク・高公益性事業にも踏み出そうとしている。これらはいずれも、行政主導では着手しにくい一方、地域にとっては不可欠な領域である。

加えて、事業拠点となる建物や施設をすべて自前で整備・保有している点は、三浦市社会福祉協議会の自立性を象徴している。多くの社協が自治体施設への無償貸与や低廉使用に依存する中、物理的基盤までも自ら確保していることは、行政との関係において対等性を担保する重要な要素となっている。

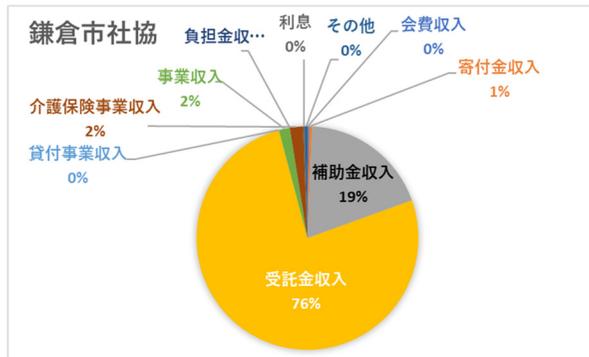


さらに注目すべきは、事業の進め方である。高齢者シェアハウスでは地域の不動産事業者を、終活支援では市内の葬儀事業者

会費収入	4,113,950
寄付金収入	393,266
補助金収入	60,575,119
受託金収入	29,688,389
貸付事業収入	55,000
事業収入	686,790
介護保険事業収入	85,216,052
利息	3,163,297
その他	5,002,102
合計	188,893,965

を巻き込み、社協がすべてを抱え込むのではなく、地域の社会資源を活用・接続することで事業を成立させている。これはむしろ、補助金や委託に依存することで失われがちな職員の企画力を鍛え、引き出す構造であり、住民や民間事業者を「受益者」ではなく「共創者」として位置づけるモデルである。

総じて三浦市社会福祉協議会は、制度事業で得た収益を原資として、行政の枠を超えた公益事業を自律的に設計・実装し、地域の多様な主体を巻き込みながら課題解決を図る、極めて先進的な社協像を体現しているといえるのではないかと。ここには「制度に守られる社協」ではなく、「制度を使いこなす、制度では届かない部分を補完・代替する社協」という明確な思想がある。



このモデルは、短期的な安定よりも長期的な地域価値の創出を重視するものであり、同時に高い経営責任と企画力を要求する。しかし、それ

会費収入	911,000
寄付金収入	1,529,256
補助金収入	70,613,000
受託金収入	285,697,321
貸付事業収入	14,000
事業収入	5,961,470
負担金収入	11,220
介護保険事業収入	7,217,873
利息	916,570
社会福祉連携推進業務貸付金利息	
その他	1,412,696
合計	374,284,406

こそが民間事業者としての社協の本来像であり、三浦市社会福祉協議会は、その実践において、周辺自治体の社協より一步も二歩も先を進んでいると言えるだろう。

もちろん課題がないわけではない。

三浦市社会福祉協議会は、制度事業による収益を原資として公益事業を自律的に展開する社協である。

一方で、その先進性ゆえに内包しているリスクについても、冷静に捉えておく必要がある。

最大の懸念は、事業集中による構造的リスクである。介護保険や障害福祉といった制度事業が収入の中核を占める以上、報酬改定、

人材不足、物価高騰などの外部要因が収益構造を直撃する可能性は避けられない。制度事業の黒字を公益事業に再投資するモデルは極めて健全である反面、制度事業の収益性が低下した場合、その影響が公益事業に連動して及ぶという脆さも併せ持っている。

次に、経営判断や事業構想が特定のリーダーや少数の中核人材に依存する「属人化リスク」が挙げられる。高度な企画力と調整力によって成り立っているモデルであるがゆえに、それらが組織知として十分に制度化されていなければ、世代交代や人事異動の局面で持続性が損なわれるおそれがある。理事会が経営責任主体として機能し、判断のプロセスや価値観を共有・継承できるかが重要な鍵となる。

また、行政が本来担うべき領域にまで社協が踏み込みすぎることによって、結果として行政の責任後退を招くリスクも否定できない。補助金を受けずに成果を上げることは社協の自立性を示す一方で、「社協がやるから行政はやらない」という構図が固定化されれば、長期的には地域全体の制度設計に歪みを生じさせる可能性がある。

なお、補助金や委託に依存しない事業モデルは、職員に高い企画力と責任を求める。挑戦が常態化する組織では、成果を出し続けるプレッシャーが過度な負荷となり、疲弊や離職につながるリスクも無視できない。

もっとも、これらのリスクは、三浦市社会福祉協議会が後進的であるから生じるものではない。むしろ、自立し、挑戦し、行政に依存しない運営を実現しているからこそ顕在化する、成熟した組織特

有の課題である。重要なのは、これらを弱点として否定することではなく、あらかじめ言語化し、管理対象として引き受けていく姿勢である。三浦市社会福祉協議会が次の段階へ進むためには、この自己認識こそが、最大の強みとなる。

最後になるが、その特徴は、事業規模や財源構成にとどまらず、人事構造においても行政から独立している点にある。三浦市社会福祉協議会には、市からの職員出向がなく、いわゆる行政OBの受け皿としては全く機能していない。この点は、横須賀市や鎌倉市など、行政職員の天下りの配置が見られる社協と比べても、決定的な違いである。

行政からの出向がある場合、社協は無意識のうちに行政の延長線上に位置づけられやすくなる。意思決定は行政の論理や前例に引きずられ、職員の役割も「企画者」ではなく「行政補完者」として規定されがちである。結果として、組織文化は挑戦よりも調整を、創造よりも無難さを重視する方向へ傾く。補助金依存や受託事業中心の財源構成と、行政出向人事は、相互に補強し合う関係にあると言える。

これに対し、三浦市社会福祉協議会は、人事面においても行政から距離を保つことで、事業判断を純粹に「地域にとって何が必要か」「持続可能か」という観点からおこなうことが可能となっている。介護保険や障害福祉事業で得た収益を、居宅介護支援、法人後見、未病センター運営、CHO 構想、さらには終活支援や高齢者シェアハウス、障害児レスパイト支援といった制度外・低採算分野へ再投資

できている背景には、行政の人事・評価体系から自由な組織構造がある。

一方で、この独立性はリスクも伴う。行政出向者がいないということは、行政との調整を「個人の関係性」に依存できないことを意味し、すべてを組織として交渉・説明しなければならない。また、行政的な論理や制度運用に精通した人材を自前で育成し続ける必要もある。しかし、これらは依存の裏返しとしての安定ではなく、自立の代償として引き受けるべき負荷でもある。

総じて三浦市社会福祉協議会は、財源、事業、施設、人事のすべてにおいて行政依存を最小化し、その代わりに企画力と経営責任を組織内部に引き受けてきた社協である。行政の天下り先にならないという選択は、短期的には楽な道ではないが、職員を「行政の延長」ではなく「地域の企画者」として育てるための、極めて戦略的な判断である。この点において三浦市社会福祉協議会は、手前味噌ながら名実ともに民間事業者としての社協の理想形に最も近い存在だと自負している。

令和8年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
 一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表

(単位：千円)

会計区分	事業活動による 収入	事業活動による 支出	その他活動によ る収入	その他活動によ る支出	施設整備等に よる収入	施設整備等に よる支出	予備費 支出	差引金額
一般会計	682,334	650,506	555	17,645	0	11,425	3,313	0
公益事業特別会計	2,592	2,537	500	555	0	0	0	0
合 計	684,926	653,043	1,055	18,200	0	11,425	3,313	0

令和 8 年度会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容	
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費	
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼ホームページの運営	
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金▼三浦市地域福祉センター修繕等基金	
		地域福祉推進事業	三浦市社会福祉協議会会館運営事業	▼安心館▼暖館	
			ボランティアセンター運営事業	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼生活支援コーディネーター配置	
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者運動支援事業▼障害児者乗馬訓練（かつほの会）▼皆で海に親しむ会▼セッション（ダンス教室）▼夏のバーベキュー大会 ▼障害児夏のお泊り会▼日帰り余暇外出事業	
			援護事業	▼災害緊急援護事業▼交通遺児援護事業▼行路人援護事業▼肢体不自由児入浴サービス事業▼生活困窮者就労支援事業▼生活困窮者食糧支援事業	
		人材育成研修事業	福祉人材育成・研修センター運営事業	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修	
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業	
		老人クラブ連合会事務事業	老人クラブ連合会事務事業	▼老人クラブ連合会事務事業	
		総合相談支援事業	「安心館」運営事業	▼地域包括支援センター「おまかせ」▼地域包括支援センター「リンク」▼地域包括支援センター「バトン」▼成年後見中核機関事業	
			相談支援事業	▼居宅介護支援事業所「アンド」▼居宅介護支援事業所「タスク」▼相談支援事業所「エール」	
			三浦市権利擁護センターいっしょ運営事業	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付事業▼生活困窮者自立支援法事業	
		介護保険事業拠点区分	介護保険事業	介護予防等デイサービス事業	▼それいけ！デイサービスセンター（兼C型） ▼どんどん！デイサービスセンター ▼フレイルサポートセンター
	小規模多機能型居宅介護事業			▼小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」 ▼小規模多機能型居宅介護事業所「それいけ」 ▼小規模多機能型居宅介護事業所「元気」 ▼看護小規模多機能型居宅介護事業所「ゆごころ」 ▼訪問看護ステーション「ほかほか」	
	障害児者自立支援事業拠点区分		障害児者自立支援事業	障害者就労支援事業	▼就労支援センター「どんまい」（就労継続支援B型）
				障害者デイサービス事業	▼障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」
				児童デイサービス事業	▼児童発達支援事業所「HUGくみ」
	未病センター運営事業		未病センター運営事業	未病センター運営事業	▼三浦市社協未病センター運営事業
				CHO 構想推進事業	▼三浦市社会福祉協議会 CHO 構想推進事業
				終活支援事業	▼終活情報登録事業
エンディング・サポート事業				▼エンディング・サポート事業	
高齢者シェアハウス事業				▼身元保証を求めない高齢者シェアハウス たずけあいのいえ みうらん家	
公益事業区分	公益事業拠点区分	公益事業	宿泊を伴う生活支援事業	▼お泊り支援ひとと安心	

令和8年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書

■地域福祉推進事業拠点区分

法人運営事業

(単位:千円)

事業の概要		三浦市社会福祉協議会は、特定の対象者や地域だけではなく、幅広く地域福祉を推進する「高い公共性」と「自主性」を併せ持つ団体として、市民各層からのご参画を得て、その運営にあたっています。実際にその運営に携わるのは、理事9名、監事2名、そして、評議員15名の総勢26名です。理事は、経営の執行責任を担い、監事は、業務の執行状況や財産の状況などを監査します。そして、評議員が、理事の選任や決算の承認などの重要事項を議決することとなります。なお、理事（常勤者を除く）、評議員、監事は、無報酬となっており、運営の財源は、会費と三浦市からの補助金、そして介護報酬などで賄われています。理事会の補助機関としての役割を担う事務局では、会員の増強、受配、三浦市社会福祉協議会会館（安心館・暖館）の運営、社会福祉大会の実施、苦情処理委員会の設置・運営といった役割を担っています。	
事業活動収支		収支差額	備考
収入	40,440	△24,786	
支出	65,226		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	30,898	28,099	基金運営より 680/バトンより 103//小多機それいけより 8,945/どんどんより 4,689/フレイルより 982/看多機ゆごころより 2,307//ほかほかより 5,604/はつらつより 2,995/ HUG くみより 851/ゆずりハより 833/どんまいより 2,409/シェアハウスより 500/調査研究へ 300/ボラセンへ 300
支出	2,799		
予備費		収支差額	備考
収入	0	△3,313	
支出	3,313		

調査研究企画広報事業

(単位:千円)

事業の概要		(1) 三浦市民生活向上会議 住民主体の地域福祉活動を推進するべく「三浦市地域福祉活動計画」の進捗管理をおこなう三浦市民生活向上会議を組織・運営しています。また、本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「ボランティア活動推進部会」の2つの部会を設けています。 (2) ホームページの運営 ペーパーレスの時世とこれを配布する自治会の負担軽減のため廃刊した広報紙「社協みうら」に代わり、写真や動画を満載したホームページの運営やSNSの活用により、鮮度の高い情報をタイムリーに供給します。	
目標		目標達成のための手法	
(1) 地域福祉活動計画の進捗管理をおこなう。 (2) ホームページのリニューアルに取り組む。		(1) 地域福祉活動計画の中間評価に取り組む。 (2) 詳細は重点目標のとおり。	
特記事項			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	0	△5,935	
支出	5,935		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	5,935	5,935	法人運営事業より 300/エールより 545/おまかせより 907/リンクより 1,082/人材育成より 313/はつらつより 2,788
支出	0		

基金運営事業

(単位:千円)

事業の概要	3つの基金の造成に努めます。 (1) 老人福祉振興基金 高齢化社会にむけて老人福祉の向上及び振興をはかるとともに福祉のまちづくりを推進する事業を円滑におこなう財源です。 (2) 地域福祉振興基金 多様化する福祉課題に柔軟に対応し、地域福祉を推進するための財源です。 (3) 三浦市地域福祉センター修繕等基金 老朽化した三浦市社会福祉協議会安心館の修繕、改築等に充てる財源です。		
	事業活動収支		収支差額
収入	680	680	
支出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△680	法人運営事業へ 680
支出	680		

三浦市社会福祉協議会会館運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市社会福祉協議会安心館」と「共生サービスセンター暖館」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。		
特記事項			
利活用に関しては重点目標のとおり。			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	120	△20,332	
支出	20,452		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	△8,888	
支出	8,888		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	29,220	29,220	アンドより 5,000/おまかせより 1,559/パトンより 141/小規模それいけより 3,138/看多機ゆごころより 7,810/はつらつより 4,300/HUGくみより 2,000/どんまいより 5,272
支出	0		

ボランティアセンター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	<p>三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス（情報の収集と提供）②アドバイザー・サービス（相談助言活動）③コーディネーション・サービス（需給調整活動）④学習プログラム・サービス（学習支援活動）⑤活動プログラム・サービス（活動メニューの開発と提供活動）⑥ネットワーキング・サービス（活動者・組織間の連携促進活動）⑦拠点サービス（活動拠点や資・機材の提供活動）⑧マネジメント・サービス（活動者の組織運営支援活動）⑨研究情報サービス（調査研究活動）⑩アドボカシー・サービス（社会提案への支援活動）を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援しています。</p> <p>この他に、ボランティアセンターが取り扱う主な業務は以下のとおりです。</p> <p>（１）ボランティア・市民活動助成金の配分（２）地域福祉推進モデル事業の実施（３）各種ボランティア講座</p> <p>８年度も引き続き、生活支援コーディネーターをボランティアセンターの職員として位置づけ、地域包括支援センターとともに地域サロンの開設支援や地域包括ケアシステムの構築に関わる諸事業を実践します。なお、NPO法人スローハンド（認知症高齢者対応型通所介護事業所ぶらい庵）の２階部分を間借りし、ここを三浦市ボランティアセンターの支所として位置づけ、当該地域における市民活動の活性化をめざします。</p>		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	757	△14,951	
支出	15,708		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	15,342	14,951	共募より 3,072/法人運営事業より 300/アンドより 4,176/エールより 2,973/老人クラブより 1,340/看多機ゆごころより 3,481
支出	391		

障害児者余暇支援事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 障害児者乗馬体験 (かっぱの会) ホーストレッキングファーム三浦海岸と協働して、障害のある子どもたちやきょうだい児のために、乗馬体験をおこないます。		
	(2) 皆で海に親しむ会 障害者等を対象に、三浦市の豊かな自然と接する機会を設けるとともに、社会参加支援をおこないます。		
	(3) セッション (ダンス教室)		
	(4) 障害児夏のバーベキュー大会		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	52	△808	
支出	860		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	808	808	共募より 300/HUGくみより 508
支出	0		

援護事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 災害緊急援護事業 (災害時に被災者に見舞金を支給します。)		
	(2) 交通遺児援護事業 (交通事故により、保護者が死亡または重度障害者になった交通遺児に対し激励金を支給します。)		
	(3) 行路人援護事業 (市内を徘徊する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。)		
	(4) 生活困窮者食糧支援事業 (生活困窮者に、一時的に食糧を提供します。)		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	0	△44	
支出	44		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	44	44	共募より 44
支出	0		

福祉人材育成・研修センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	体系的・継続的に介護職従事者や福祉ボランティア（介護予防インストラクター等）の人材を養成するとともに、当該者のスキルアップに寄与するような研修機会を設けていきます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	600	313	
支出	287		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△313	調査研究へ 313
支出	313		

共同募金配分金事業

(単位:千円)

事業の概要	共同募金の配分金を広く用いて、ボランティア活動の促進や障害児者の余暇支援など、地域福祉事業を推進します。共同募金の配分金は、三浦市社会福祉協議会にとって最も優良な財源の一つです。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	4,072	4,072	
支出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△4,072	ボラセンへ 3,072/余暇支援へ 300/援護事業へ 44/生活困窮へ 156/未病センターへ 500
支出	4,072		

老人クラブ連合会事務事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市老人クラブ連合会は、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んできました。その活動理念が当法人の地域福祉推進上の理念と合致することから、団体事務を受任し、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向けて取り組んでいます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	1,340	1,340	
支出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△1,340	ボラセンへ 1,340
支出	1,340		

安心館運営事業（地域包括支援センター「おまかせ」）

（単位：千円）

事業の概要		利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めたケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の提供等をおこないます。具体的には、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）が主な業務です。三崎地区を担当します。	
事業活動収支		収支差額	備考
収入	38,065	6,514	
支出	31,551		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△6,514	調査研究へ 907/会館運営（安心館）へ 1,559/日常生活へ 835/生活困窮へ 1,573
支出	6,514		

安心館運営事業（地域包括支援センター「リンク」）

（単位：千円）

事業の概要		利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めたケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の提供等をおこないます。具体的には、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）が主な業務です。南下浦町地区を担当します。	
事業活動収支		収支差額	備考
収入	27,829	2,089	
支出	25,740		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△2,089	調査研究へ 1,082
支出	2,089		

安心館運営事業（地域包括支援センター「バトン」）

（単位：千円）

事業の概要	利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めたケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の提供等をおこないます。具体的には、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）が主な業務です。初声地区を担当します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	22,020	1,303	
支出	20,717		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△1,303	法人運営事業へ 103/会館運営（安心館）へ 141
支出	1,303		

安心館運営事業（成年後見中核機関事業）

（単位：千円）

事業の概要	中核機関として意思決定支援と身上保護を重視した制度運用を目指していきます。協議会、受任調整会議を設置し地域連携ネットワークを構築、整備し利用促進に向けた環境整備をおこなっていきます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	1,209	0	
支出	1,209		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		

安心館運営事業（居宅介護支援事業所「アンド」）

（単位：千円）

事業の概要	在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるように、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）作成等をおこないます。		
	目標	目標達成のための手法	
	ケアマネジャー一人あたりの取り扱い件数上限44件の達成を目指す。	包括と連携をとるとともに、積極的な営業活動をしていきます。	
	特記事項		
	ケアプランの作成だけでなく、相談機関としての機能強化が強く求められています。インフォーマルなサービスを取り入れた支援や権利擁護の視点に立ったサービスの立案など、地域包括ケアシステムを意図したプランニングを実現することによって、社会福祉協議会が運営する居宅介護支援事業所としての特色を出していきたい考えです。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収入	37,895	10,419	
支出	27,476		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収入	0	△10,419	会館運営（安心館）へ5,000/ボラセンへ4,176/タスクへ241
支出	10,419		

安心館運営事業（居宅介護支援事業所「タスク」）

（単位：千円）

事業の概要	在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるように、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）作成等をおこないます。		
	目標	目標達成のための手法	
	ケアマネジャー一人あたりの取り扱い件数上限44件の達成を目指す。	積極的な営業活動や、断らない姿勢を貫く。	
特記事項			
令和8年1月に、ケアマネジャーを1名増員しました。それに伴い、令和8年12月に特定事業所加算を取得予定です。			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	15,060	△135	
支出	15,195		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	807	135	アンドより 241/フレイルより 566
支出	672		

相談支援事業（相談支援事業所「エール」）

（単位：千円）

事業の概要	利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供をおこないます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収入	8,500	3,590	
支出	4,910		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△3,590	調査研究へ 545/ボラセンへ 2,973
支出	3,590		

三浦市権利擁護センター「いっしょ」運営事業

①法人後見事業

(単位:千円)

事業の概要	高齢者、知的障害者、精神障害者等が、適切な福祉サービスの利用や安心して日常生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心に日常生活支援を旨とした法人成年後見業務及び関連する業務をおこないます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	246	215	
支出	31		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△215	生活困窮へ 215
支出	215		

②日常生活自立支援事業

(単位:千円)

事業の概要	日常生活を営むうえで支障がある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人との契約に基づき福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的におこないます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	1,613	△835	
支出	2,448		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	835	835	おまかせより 835
支出	0		

③生活福祉資金の貸付事業

(単位:千円)

事業の概要	「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	1,540	0	
支出	1,540		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		

④生活困窮者自立支援法事業

(単位:千円)

事業の概要	非常勤職員1名を増員し、実施体制を強化します。 (1) 自立相談支援事業 生活困窮者等からの様々な相談に応じるとともに、就労準備支援事業、家計改善支援事業等と組み合わせ、自立に向けた支援をおこないます。 (2) 就労準備支援事業 生活困窮者等からの就労に関する相談に応じ、就労に向けた支援に関する様々な社会資源を活用して就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等の基礎能力の形成支援や置かれた状況に応じた能力開発、就労訓練、職業紹介等をおこないます。 (3) 家計相談支援事業 生活困窮者等からの家計に関する相談に応じるとともに、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等をおこない、家計の再建に向けた支援をおこないます。 (4) 学習支援事業 家庭の経済状況が子どもの学習環境に影響を与えることなく、子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するための支援をおこないます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	5,000	△1,627	
支出	6,627		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	1,999	1,627	共募より 156/おまかせより 1,573/法人後見より 215/シェアハウスより 55
支出	372		

■介護保険事業

介護予防等デイサービス事業（どんどん！デイサービスセンター）

（単位：千円）

事業の概要	要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護、第一号通所事業を提供します。具体的には、介護保険からの卒業を目標に、1日2回の入れ替え方式でリハビリ特化型デイサービスを実施します。		
目標		目標達成のための手法	
平均稼働率 90%を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動により新規獲得を図る。 ・休所者の振り替え利用を促進する。 	
特記事項			
利用者を増やしながらも、安全・安心なリハビリ環境を提供するために、支援プログラムの見直しを測ります。			
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	43,203	6,037	
支 出	37,166		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	△670	
支 出	670		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△5,367	法人運営事業へ 4,689
支 出	5,367		

介護予防等デイサービス事業（フレイルサポートセンター）

（単位：千円）

事業の概要		要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護、第一号通所事業を提供します。「遊ぶ」「楽しむ」をコンセプトに、1日2回の入れ替え方式でリハビリ特化型デイサービスを実施します。	
目標		目標達成のための手法	
平均稼働率 90%を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> ・長期休所者の見直し、広報により新規利用者獲得を図る。 ・休所者の振り替え利用を促進する。 	
特記事項			
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	45,032	2,260	
支 出	42,772		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△2,260	法人運営事業へ 982/タスクへ 566
支 出	2,260		

小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」

(単位:千円)

事業の概要	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう計画的に、登録者の様態や希望に応じて通所や随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供するとともに、もって登録者の居宅における生活の継続性を支援します。		
目標		目標達成のための手法	
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率 90%を目指す。 職員の介護技術向上 		<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所や医療機関への営業をおこなう。 ゆどころ・元気との合同職員研修(移乗、口腔ケア)を実施する。 	
特記事項			
・令和7年12月に安心館3階から2階へ事業所を移転しました。個室も多数あり、利用者の個別ニーズ、ケアにもしっかりと対応できます。			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	63,678	11,407	
支出	52,271		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	△639	
支出	639		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△10,768	法人運営事業へ2,995/調査研究へ2,788/ 会館運営(安心館)へ4,300
支出	10,768		

小規模多機能型居宅介護事業所「それいけ」

(単位:千円)

事業の概要		利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう計画的に、登録者の様態や希望に応じて通所や随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供するとともに、もって登録者の居宅における生活の継続を支援します。	
目標		目標達成のための手法	
1 高い稼働率の維持 2 サービスの質の向上 3 職員の連携強化 4 職員の介護技術向上		1 毎月の登録状況、利用状況を把握し、登録定員維持に向けた利用者獲得を適宜おこなう。 2 利用者の声に応じたサービス提供を実施する。毎年実施している利用者満足度調査アンケートの満足度を 100%まで上げることを目指す（前年度の満足度は 88%）。 3 引き続き、2 ヶ月に 1 回、スタッフミーティングを実施、情報共有の充実を図る。 4 介護福祉士実務者研修や介護福祉士、ケアマネジャー等、対象職員の資格取得を促す。	
特記事項			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	69,940	13,399	
支出	56,541		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△13,399	法人運営事業へ 8,945/会館運営（暖館）へ 3,138
支出	13,399		

小規模多機能型居宅介護事業所「元気」

(単位:千円)

事業の概要	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう計画的に、登録者の様態や希望に応じて通所や随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供するとともに、もって登録者の居宅における生活の継続性を支援します。		
目標		目標達成のための手法	
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率 90%を目指す 職員の介護技術の向上 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護事業所への周知をおこなう。 ゆごころ・元気との合同職員研修(移乗、口腔ケア)を実施する。 	
特記事項			
令和8年3月1日開設			
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	37,108	△1,214	
支 出	38,322		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	2,332	1,214	看多機ゆごころより 2,332
支 出	1,118		

看護小規模多機能型居宅介護事業所「ゆごころ」

(単位:千円)

事業の概要	住み慣れた地域、住まいにおいて、在宅療養を余儀なくされた方に、デイサービス、宿泊、訪問看護、訪問介護を一体的に提供します。		
	目標	目標達成のための手法	
	1 稼働率 95%の維持 2 安心して働ける職場づくり 3 サービスの質の向上 4 職員のスキルアップ	1 ・事業所、病院へ営業をおこない、受け入れ状況を積極的に周知することで、新規獲得に努める。 2 ・業務整理と調整をおこない業務の効率化を図る。 ・安全と満足したサービスが提供できるよう人員確保に努める。 3 ・利用者への個別サービスの提供と実施 ・ミーティングの充実 ・環境整備 4 ・研修の実施と継続 ・事例検討の充実 ・外部研修への参加	
特記事項			
・令和7年12月より定員29名となりました。 ・寝たきりの利用者のうち、本事業に馴染まない利用者に関しては、医療的なサービスにつないでいきます。			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	97,408	17,468	
支出	79,940		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△17,468	法人運営事業へ 2,307/会館運営(安心館)へ 7,810/ボラセンへ 3,481/元気へ 2,332
支出	17,468		

訪問看護ステーション「ぼかぼか」

(単位:千円)

事業の概要		看護師がお宅に訪問して、その方の病気や障害に応じた看護をおこないます。健康状態の悪化防止や、回復に向けて支援します。		
目標		目標達成のための手法		
1 登録者 30 名を目指す 2 ぼかぼかでもよかったと思っただけのサービスの提供		1・事業所、病院へ営業をおこない新規獲得に努める。 ・営業活動、広報に力を入れる。 ・在宅医療をおこなう医師との連携強化を図るべく、医師が開催する勉強会へ参加する。 2・職員確保と新人教育の充実を図る ・研修の充実により、訪問看護の知識を深める ・事例検討の充実 ・家族介護支援 ・マニュアル・BCPの見直し		
特記事項				
・令和8年3月からの「介護予防訪問看護」の登録申請をしました。要支援利用者の確保に努めます。				
事業活動収支		収支差額		備考
収入	7,200	5,604		
支出	1,596			
施設整備などによる収支		収支差額		備考
収入	0	0		
支出	0			
その他活動による収支		収支差額		備考
収入	0	△5,604		法人運営事業へ 5,604
支出	5,604			

■障害児者自立支援事業

障害者就労支援事業（就労支援センターどんまい 就労継続支援B型事業）

（単位：千円）

事業の概要	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をおこないます。管理栄養士を中心に、高齢者の「食」・「栄養」の問題にも積極的に関与し、障害者が高齢者を支える“仕組み”づくりを構築したいと考えています。障害があっても社会の一員として、「社会に貢献している」という職業人としての“誇り”を個々の利用者が持つよう支援するためです。		
目標		目標達成のための手法	
現状維持			
特記事項			
経営状況は安定しています。引き続き利用者獲得に努めます。			
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	48,270	8,401	
支 出	39,869		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△8,401	法人運営事業へ 2,409/会館運営（安心館）へ 5,272
支 出	8,401		

障害者デイサービス事業（障害者リハビリデイサービスゆずりハ）

（単位：千円）

事業の概要	障害者総合支援法に基づき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のデイサービスを提供しています。		
目標		目標達成のための手法	
1 平均稼働率 70%を目指す 2 職員間の連携強化 3 サービスの質の向上	1 営業活動、広報に力を入れる。法人内の相談支援事業所と連携する。年度内に4名以上の新規登録者を増やす。 2 月1回スタッフミーティングを実施する。 3 プログラムを適宜見直す。 利用者満足度調査アンケートの満足度を80%まで上げる（前年度の満足度は63%）。		
特記事項			
オプションで入浴サービスを実施していますが、本来入浴サービスはメニューにありません。引き続きこれを実施することには限界があります。一方で、入浴に対するニーズが高いことから、本事業とは切り離れた別の事業として実施継続できるのか検討していく必要があります。			
事業活動収支		収支差額	備考
収入	30,926	1,998	
支出	28,928		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	△614	
支出	614		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△1,384	法人運営事業へ 833
支出	1,384		

児童デイサービス事業（児童発達支援事業所 HUG くみ）

（単位：千円）

事業の概要		児童福祉法に基づいて児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を共生サービスセンター暖館において実施します。学校・家庭とは異なる第三の「居場所」として子どもたちの成長を支援します。	
目標		目標達成のための手法	
1 平均稼働率 90%を目指す。 2 利用者対応技術対応の向上 3 職員間の連携強化		1 1日登録平均 20 名を維持する。相談支援事業所と連携し、年度内に 5 名以上の新規登録者を獲得する。 2と3 毎月 1 回実施しているスタッフミーティングを継続し、利用者支援の充実を図る。	
特記事項			
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	44,231	5,386	
支 出	38,845		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	△614	
支 出	614		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△4,772	法人運営事業へ 851/会館運営（暖館）へ 2,000/余暇支援へ 508
支 出	4,772		

■公益事業拠点区分

未病センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館・暖館・どんどん！内に「未病を治すかながわ宣言」に基づく神奈川県認証施設「三浦市社協未病センター」を設置し、身近な場所で、「未病を改善」する取り組みを、継続的に体験、実践できるようにします。三浦市社会福祉協議会では、未病改善の取り組みを地域包括ケアシステムの構築につなげたいと考えています。神奈川県が提唱するCHO構想の推進と未病改善の取り組みは、地域包括ケアシステムを構築するための土台づくりでもあります。そこで、認証外事業として出張「未病サロン」も各所で開催しています。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	191	△1,700	
支出	1,891		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	1,700	1,700	共募より 500/シェアハウスより 1,200
支出	0		

CHO 構想推進事業

(単位:千円)

事業の概要	CHO 構想とは、健康経営を進め、企業の労働生産性向上、健康満足度、医療コスト削減といった経営指標を調和的に改善させることにより、企業全体のパフォーマンスを向上し、その結果として企業の経営価値向上に資する取り組みです。当法人では、未病の改善とCHO構想の推進をセットで取り組んでいます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	0	△5	
支出	5		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	5	5	シェアハウスより 5
支出	0		

終活支援事業（終活情報登録事業）

（単位：千円）

事業の概要	高齢者等が意思表示できなくなったとき又は自身の死後に備え、あらかじめ登録した情報を警察、消防、医療機関、福祉事務所及び登録した緊急連絡先等からの照会に、本会が代理で回答します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	0	△50	
支出	50		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	50	50	シェアハウスより 50
支出	0		

終活支援事業（エンディング・サポート事業）

（単位：千円）

事業の概要	身寄りがなく生活に困窮する高齢者等に対し、その者の死後の葬儀、納骨、死亡届人の確保、および生前に自らの意思表示が困難となった際の延命治療に関連する意思の伝達方法などについて、当事者の希望により、意思明瞭な生前において相談に応じ、死後の支援計画を策定し、生前の訪問支援をおこなうことにより、生き生きとした人生を送っていただくための事業です。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	0	△50	
支出	50		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	50	50	シェアハウスより 50
支出	0		

高齢者シェアハウス事業

(単位:千円)

事業の概要	高齢者が身元保証人を必要とせず、安心して暮らすことができるシェアハウスです。高齢者の住まいの安定確保と生活支援を図ります。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	2,301	2,001	
支出	300		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	0	△2,001	法人運営事業へ 500/生活困窮へ 55/未病センターへ 1,200/CHOへ 5/終活事業へ 50/エンディング・サポートへ 50 ひと安心へ 141
支出	2,001		

宿泊を伴う生活支援事業（お泊り支援ひと安心）

(単位:千円)

事業の概要	既存の福祉制度では対応が困難な、緊急時対応および保護者のレスパイトを目的とした独自事業です。障害児の①宿泊を伴う生活支援（1泊2日）、②宿泊中の見守り支援、③夕食および朝食の提供、④宿泊翌日の在籍学校等への送迎、⑤必要に応じた日中の預かり支援（付随サービス）をおこないます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収入	100	△141	
支出	241		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	141	141	シェアハウスより 141
支出	0		

事業区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

1 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	500	600	100	
会費収入	200	300	100	
賛助会費収入	300	300	0	
寄附金収入	61	70	9	
寄附金収入	61	70	9	
経常経費補助金収入	43,981	43,825	△156	
三浦市補助金収入	39,253	39,753	500	
共同募金配分金収入	4,628	4,072	△556	
助成金収入	100	0	△100	
受託金収入	64,261	66,842	2,581	
三浦市受託金収入	61,279	63,013	1,734	
神奈川県社協受託金収入	1,762	2,489	727	
老人クラブ連合会事務事業受託金収入	1,220	1,340	120	
事業収入	1,145	904	△241	
参加費収入	653	652	△1	
利用料収入	0	6	6	
報酬収入	492	246	△246	
介護保険事業収入	350,586	450,033	99,447	
居宅介護料収入	33,091	59,523	26,432	
地域密着型介護料収入	286,888	356,369	69,481	
居宅介護支援介護料収入	29,451	28,800	△651	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	0	3,900	3,900	
その他の事業収入	1,156	1,441	285	
就労支援事業収入	9,605	9,570	△35	
お弁当等事業収入	7,860	7,670	△190	
委託事業収入	1,745	1,900	155	
障害福祉サービス等事業収入	107,569	108,157	588	
自立支援給付費収入	60,397	61,742	1,345	
障害児施設給付費収入	43,890	42,180	△1,710	
利用者負担金収入	3,282	4,235	953	
医療事業収入	2,136	101	△2,035	
訪問看護療養費収入(公費)	2,045	92	△1,953	
訪問看護療養費収入(一般)	91	9	△82	
受取利息配当金収入	681	680	△1	
受取利息配当金収入	681	680	△1	
その他の収入	1,510	1,552	42	
雑収入	1,510	1,552	42	
事業活動収入計(1)	582,035	682,334	100,299	
< 支出 >				
人件費支出	410,151	494,152	84,001	
役員報酬支出	1,200	1,200	0	
職員給料支出	215,277	258,131	42,854	
職員賞与支出	42,357	62,650	20,293	
非常勤職員給与支出	100,467	114,263	13,796	
法定福利費支出	50,850	57,908	7,058	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和8年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

2 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
事業費支出	63,774	91,575	27,801	
給食費支出	2,120	1,520	△600	
医薬品費支出	60	60	0	
行事費支出	680	934	254	
水道光熱費支出	10,966	11,652	686	
消耗器具備品費支出	8,694	10,239	1,545	
保険料支出	742	300	△442	
賃借料支出	19,583	20,768	1,185	
車輛費支出	12,062	13,336	1,274	
諸謝金支出	769	825	56	
旅費交通費支出	661	887	226	
印刷製本費支出	0	13	13	
修繕費支出	2,473	14,310	11,837	
会議費支出	20	15	△5	
広報費支出	316	5,996	5,680	
業務委託費支出	4,417	10,410	5,993	
搬運費支出	41	41	0	
研修材料費支出	170	269	99	
事務費支出	55,017	41,040	△13,977	
福利厚生費支出	1,024	1,073	49	
職員被服費支出	172	188	16	
旅費交通費支出	77	124	47	
研修研究費支出	592	458	△134	
事務消耗品費支出	1,529	938	△591	
印刷製本費支出	7,092	6,542	△550	
修繕費支出	9,231	400	△8,831	
通信運搬費支出	3,307	4,428	1,121	
業務委託費支出	14,185	10,230	△3,955	
手数料支出	302	424	122	
保険料支出	5,872	6,438	566	
土地・建物賃借料支出	9,423	8,297	△1,126	
租税公課支出	1,278	1,079	△199	
渉外費支出	600	100	△500	
諸会費支出	333	321	△12	
就労支援事業支出	19,081	21,070	1,989	
就労支援事業販売原価支出	19,081	20,003	922	
就労支援事業販管費支出	0	1,067	1,067	
助成金支出	850	970	120	
助成金支出	850	970	120	
支払利息支出	504	1,699	1,195	
事業活動支出計(2)	549,377	650,506	101,129	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	32,658	31,828	△830	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
設備資金借入金元金償還支出	4,703	8,888	4,185	

事業区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

3 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
固定資産取得支出	9,000	0	△9,000	
建物取得支出	7,000	0	△7,000	
器具及び備品取得支出	2,000	0	△2,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,226	2,537	1,311	
施設整備等支出計(5)	14,929	11,425	△3,504	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△14,929	△11,425	3,504	
＜ その他の活動による収支 ＞				
＜ 収入 ＞				
事業区分間繰入金収入	3,000	555	△2,445	
その他の活動収入計(7)	3,000	555	△2,445	
＜ 支出 ＞				
積立資産支出	905	756	△149	
退職給付引当資産支出	905	756	△149	
事業区分間繰入金支出	3,597	500	△3,097	
その他の活動による支出	15,227	16,389	1,162	
退職手当積立基金預け金支出	15,227	16,389	1,162	
その他の活動支出計(8)	19,729	17,645	△2,084	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△16,729	△17,090	△361	
予備費支出(10)	1,000	3,313	2,313	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

事業区分別 資金収支当初予算書

令和8年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：公益事業

4 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	0	2,401	2,401	
利用料収入	0	100	100	
賃貸料収入	0	2,301	2,301	
負担金収入	29	191	162	
負担金収入	29	191	162	
事業活動収入計(1)	29	2,592	2,563	
< 支出 >				
人件費支出	3,259	1,679	△1,580	
職員給料支出	3,049	120	△2,929	
職員賞与支出	200	0	△200	
非常勤職員給与支出	0	1,554	1,554	
法定福利費支出	10	5	△5	
事業費支出	131	643	512	
行事費支出	0	5	5	
消耗器具備品費支出	126	583	457	
謝礼金支出	5	10	5	
旅費交通費支出	0	40	40	
広報費支出	0	5	5	
事務費支出	236	215	△21	
福利厚生費支出	9	15	6	
職員被服費支出	3	3	0	
修繕費支出	50	50	0	
通信運搬費支出	74	78	4	
業務委託費支出	43	42	△1	
保険料支出	27	27	0	
諸会費支出	30	0	△30	
事業活動支出計(2)	3,626	2,537	△1,089	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△3,597	55	3,652	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
事業区分間繰入金収入	3,597	500	△3,097	
その他の活動収入計(7)	3,597	500	△3,097	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	0	555	555	
その他の活動支出計(8)	0	555	555	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,597	△55	△3,652	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和8年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：公益事業

5 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

資金収支予算総括表

(自) 令和8年04月01日
(至) 令和9年03月31日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：地域福祉推進事業

1 / 5
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11) =(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
法人運営	41,120	71,161	△30,041	0	0	0	36,833	3,479	33,354	3,313	0	0	
法人運営事業	40,440	65,226	△24,786	0	0	0	30,898	2,799	28,099	3,313	0	0	
調査研究企画広報事業	0	5,935	△5,935	0	0	0	5,935	0	5,935	0	0	0	
基金運営事業	680	0	680	0	0	0	0	680	△680	0	0	0	
地域福祉推進事業	929	37,064	△36,135	0	8,888	△8,888	45,414	391	45,023	0	0	0	
三浦市総合福祉センター運営事業	120	20,452	△20,332	0	8,888	△8,888	29,220	0	29,220	0	0	0	
共生サテライト視察運営事業	120	522	△402	0	4,736	△4,736	5,138	0	5,138	0	0	0	
安心館運営事業	0	19,930	△19,930	0	4,152	△4,152	24,082	0	24,082	0	0	0	
オンラインサロン運営事業	757	15,708	△14,951	0	0	0	15,342	391	14,951	0	0	0	
障害児者余暇支援事業	52	860	△808	0	0	0	808	0	808	0	0	0	
視察事業	0	44	△44	0	0	0	44	0	44	0	0	0	
人材養成研修事業	600	287	313	0	0	0	0	313	△313	0	0	0	
福祉人材育成・研修センター運営事業	600	287	313	0	0	0	0	313	△313	0	0	0	
共同募金配分金事業	4,072	0	4,072	0	0	0	0	4,072	△4,072	0	0	0	
共同募金配分金事業	4,072	0	4,072	0	0	0	0	4,072	△4,072	0	0	0	
老人クラブ連合会事務事業	1,340	0	1,340	0	0	0	0	1,340	△1,340	0	0	0	
老人クラブ連合会事務事業	1,340	0	1,340	0	0	0	0	1,340	△1,340	0	0	0	
老人クラブ連合会事務事業	1,340	0	1,340	0	0	0	0	1,340	△1,340	0	0	0	
総合相談支援事業	158,977	137,444	21,533	0	0	0	3,641	25,174	△21,533	0	0	0	
「安心館」運営	142,078	121,888	20,190	0	0	0	807	20,997	△20,190	0	0	0	
地域包括支援センター「おまかせ」	38,065	31,551	6,514	0	0	0	0	6,514	△6,514	0	0	0	
地域包括支援センター「リンク」	27,829	25,740	2,089	0	0	0	0	2,089	△2,089	0	0	0	
地域包括支援センター「バトン」	22,020	20,717	1,303	0	0	0	0	1,303	△1,303	0	0	0	
成年後見中核機関事業	1,209	1,209	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅介護支援事業「アンド」	37,895	27,476	10,419	0	0	0	0	10,419	△10,419	0	0	0	
居宅介護支援事業「タスク」	15,060	15,195	△135	0	0	0	807	672	135	0	0	0	
相談支援事業所	8,500	4,910	3,590	0	0	0	0	3,590	△3,590	0	0	0	
相談支援事業「エール」	8,500	4,910	3,590	0	0	0	0	3,590	△3,590	0	0	0	

資金収支予算総括表

(自) 令和8年04月01日
(至) 令和9年03月31日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：地域福祉推進事業

2 / 5
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11) =(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3) =(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6) =(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9) =(7)-(8)				
三浦市権利擁護センター「いっしょ」運営	8,399	10,646	△2,247	0	0	0	2,834	587	2,247	0	0	0	
法人後見事業	246	31	215	0	0	0	0	215	△215	0	0	0	
日常生活自立支援事業	1,613	2,448	△835	0	0	0	835	0	835	0	0	0	
生活福祉資金の貸付事業	1,540	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活困窮者自立支援事業	5,000	6,627	△1,627	0	0	0	1,999	372	1,627	0	0	0	
合 計	207,038	245,956	△38,918	0	8,888	△8,888	85,888	34,769	51,119	3,313	0	0	

資金収支予算総括表

(自) 令和8年04月01日
(至) 令和9年03月31日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：介護保険事業

3 / 5
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11) =(3)+(6)+(9) -(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)-(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
介護保険事業	363,569	308,608	54,961	0	1,309	△1,309	2,332	55,984	△53,652	0	0	0	
介護予防等デイサービス	88,235	79,938	8,297	0	670	△670	0	7,627	△7,627	0	0	0	
どんどん！デイサービスセンター	43,203	37,166	6,037	0	670	△670	0	5,367	△5,367	0	0	0	
フレイルサポートセンター	45,032	42,772	2,260	0	0	0	0	2,260	△2,260	0	0	0	
小規模居宅介護支援事業所「はつらつ」事業	63,678	52,271	11,407	0	639	△639	0	10,768	△10,768	0	0	0	
小規模居宅介護支援事業所「それいけ!」事業	69,940	56,541	13,399	0	0	0	0	13,399	△13,399	0	0	0	
小規模居宅介護支援事業所「元気」事業	37,108	38,322	△1,214	0	0	0	2,332	1,118	1,214	0	0	0	
訪問看護併設看護小規模多機能型居宅介護事業所	97,408	79,940	17,468	0	0	0	0	17,468	△17,468	0	0	0	
訪問看護ステーションぽかぽか	7,200	1,596	5,604	0	0	0	0	5,604	△5,604	0	0	0	
合 計	363,569	308,608	54,961	0	1,309	△1,309	2,332	55,984	△53,652	0	0	0	

資金収支予算総括表

(自) 令和8年04月01日
(至) 令和9年03月31日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：障害者自立支援事業

4 / 5
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11) =(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
障害者就労支援事業	48,270	39,869	8,401	0	0	0	0	8,401	△8,401	0	0	0	
就労継続支援B型事業所「どんまい」	48,270	39,869	8,401	0	0	0	0	8,401	△8,401	0	0	0	
障害者「イセ」事業	30,926	28,928	1,998	0	614	△614	0	1,384	△1,384	0	0	0	
児童「イセ」NPOくみ	44,231	38,845	5,386	0	614	△614	0	4,772	△4,772	0	0	0	
合 計	123,427	107,642	15,785	0	1,228	△1,228	0	14,557	△14,557	0	0	0	

資金収支予算総括表

(自) 令和8年04月01日
(至) 令和9年03月31日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：公益事業
拠点：公益事業

5 / 5

(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11) =(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
公益事業	2,592	2,537	55	0	0	0	1,946	2,001	△55	0	0	0	0
未病センター運営事業	191	1,891	△1,700	0	0	0	1,700	0	1,700	0	0	0	0
CHO構想推進事業	0	5	△5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0
終活支援事業	0	100	△100	0	0	0	100	0	100	0	0	0	0
終活情報登録事業	0	50	△50	0	0	0	50	0	50	0	0	0	0
エンディングサポート事業	0	50	△50	0	0	0	50	0	50	0	0	0	0
高齢者シェアハウス事業	2,301	300	2,001	0	0	0	0	2,001	△2,001	0	0	0	0
高齢者シェアハウス事業	2,301	300	2,001	0	0	0	0	2,001	△2,001	0	0	0	0
宿泊を伴う生活支援事業	100	241	△141	0	0	0	141	0	141	0	0	0	0
宿泊を伴う生活支援事業	100	241	△141	0	0	0	141	0	141	0	0	0	0
合計	2,592	2,537	55	0	0	0	1,946	2,001	△55	0	0	0	0